

亀山市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第6号

亀山市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(労働時間の下限)

第2条 府令第1条第1号の市が定める時間は、48時間とする。

(認定の申請)

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書（様式第1号）とする。

(認定の結果の通知等)

第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第20条第4項後段の支給認定証は、子どものための教育・保育給付支給認定証（様式第3号）とする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定却下通知書（様式第4号）により行うものとする。

(認定の申請等に対する処分の延期の通知)

第5条 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設型給付費・地域

型保育給付費支給認定（変更認定）延期通知書（様式第5号）により行うものとする。

（支給認定の有効期間）

第6条 府令第8条第4号口の市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、府令第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市が定める期間は、府令第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

（支給認定の変更の認定の申請）

第7条 府令第11条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書（様式第6号）とする。

（申請による支給認定の変更の認定の結果の通知等）

第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更却下通知書（様式第8号）により行うものとする。

（支給認定の取消しの通知）

第9条 府令第14条第1項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第10条 府令第15条第1項の届書は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請内容変更届（様式第10号）とする。

（支給認定証の再交付の申請）

第11条 府令第16条第2項の申請書は、子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書（様式第11号）とする。

(確認の申請)

第 1 2 条 府令第 2 6 条及び第 3 6 条の申請書は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請書（様式第 1 2 号）とする。

(確認の変更の申請)

第 1 3 条 府令第 2 8 条及び第 3 7 条の申請書は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請書（様式第 1 3 号）とする。

(確認の辞退)

第 1 4 条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、法第 3 6 条及び第 4 8 条の規定により当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認を辞退しようとするときは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認辞退届（様式第 1 4 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。